

平成 27 年度沖縄県農地中間管理事業実施状況に対する評価・意見

平成 28 年 6 月 20 日
 沖縄県農業振興公社
 農地中間管理事業評価委員会

視 点	現 状	評 価 ・ 意 見
<p>1. 農地中間管理事業を推進する組織体制及び取組について</p> <p>(1) 役員体制について</p> <p>(2) 機構の実施体制について</p> <p>(3) 市町村、JA等の関係機関との連携体制</p>	<p>○機構の役員体制は、経営に関し実践的な能力を有する者として、農業法人経営者や指導農業士、元民間企業経営者が過半を占める体制となっているが、今後、機構事業の取組をより強化するため、機構事業の運営に経営能力を有する者の増員又は役員の入替えを検討しているところである。</p> <p>○機構本部は、理事長、専務兼事務局長、農地管理課長、主任技師 2 名の 5 名体制。 現地駐在員（公社嘱託員）は平成 26 年度の 5 名体制から、平成 27 年度は 9 名体制に増員し、推進体制を強化した（沖縄本島北部 2 名（1 名増）、中部 2 名（1 名増）、南部 2 名（1 名増）、宮古 1 名（増員なし）、八重山 2 名（1 名増））。</p> <p>○市町村に機構事業業務の一部を委託し、13 の重点市町村に各 1 名の市町村農地調整員を配置することで、連携実施体制を整備した。 ○平成 27 年度から、JAに機構事業業務の一部を委託し、3 名の JA 農地調整員を配置することで、連携実施体制を強化した。 ○重点市町村に機構事業を効果的に進めるための市町村推進チーム（構成：市町村、農業委員会、JA、現地駐在員（公社嘱託員）等）を設置し、地域に合った取組を明確に定め、機構事業を推進した。</p>	<p>・農業分野については、地域性を重視した考え方の上に産業等の考えを重ねることが重要。そのため、利益重視に偏った経営感覚の優れた者ではなく、地域に利益を還元し発展していく方向性を立てられる経営感覚の持ち主が役員として相応しいと考える。</p> <p>・宮古島市は、耕地面積が最も大きく、土地利用型作物のさとうきびが盛んな地域である。現地駐在員（公社嘱託員）が 1 名と他地域よりも少ないことから、増員について検討の必要がある。</p> <p>・平成 28 年 6 月に JA おきなわの農業経営規程が改正され、担い手が不足する離島市町村において、JA が土地利用型作物であるさとうきびの生産・販売を行えるようになった。JA と連携し、機構事業の促進に繋げてもらいたい。</p>

<p>(3) 借受け及び貸付け実績</p>	<p>○平成 27 年 12 月以降から機構の借受面積が徐々に増えつつある。 (機構の借受面積は、平成 27 年 12 月の 31.5ha から、平成 28 年 3 月末には 108.2ha まで増えた。)</p> <p>○貸借の実績： 【平成 27 年度】 機構借受実績 : 129 件、108.2ha 受け手転貸実績 : 31 件、 14.9ha</p> <p>【平成 26 年度】 機構借受実績 : 18 件、17.2ha 受け手転貸実績 : 7 件、11.1ha</p>	<p>・機構の借受農地が徐々に集まりつつあるが、借受希望者に対し、出し手農地がまだまだ不足していることから、引き続き、農地確保を重点的に取り組む必要がある。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 農地の相続未登記について</p>	<p>○相続未登記の農地については、共有持ち分の過半の同意で借り受けているが、相関関係図の作成や権利者の過半の同意を得るための作業に時間を要している。</p> <p>○所有者に対し相続登記を促すが、手続きの煩雑さ等から、厳しい状況にある。</p>	<p>・沖縄県は、相続未登記や不在地主が多いことから、国又は県によるその実態を把握するための調査等を検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・相続未登記の所有者に対する取組を強化できないか。相続未登記の状況が続くと、後々トラブル（権利関係の複雑化等）となることを理解してもらう必要がある。</p>